

当院の医療DX推進体制の整備について

当院は地域の皆さまとともに歩む歯科医院として国の進める医療DX推進の取り組みに従い、制度の求める施設基準を整え、より良い医療を皆さまに提供できるよう努めております。

【医療DXとは】

「DX」は“Digital Transformation”の略語で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと向上させることを目的としたもので、医療においてはデジタル技術によって医療情報の共有化を高めることで医療の質を向上させ、国民の健康に役立てることとなります。

【医療DX施設基準】

- 1、レセプトオンライン請求をおこなう体制を整え実施している
- 2、オンライン資格確認をおこなう体制を整え実施している
- 3、歯科医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療をおこなう診療室等において、閲覧または活用できる体制を整えている
- 4、電子処方箋を発行する体制を整えている（経過措置令和7年3月31日まで）
- 5、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整えている
(経過措置令和7年9月30日まで)
- 6、マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有している
(令和6年10月1日から適用)

【患者様向け参考リンク】

皆さまにとって大切なこととなりますので参考リンクもご確認ください。

[厚生労働省 医療DXについて >>](#)

[厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について >>](#)

[厚生労働省 電子処方せん >>](#)

[マイナポータル 利用者WEBサイト >>](#)